

○株式会社産業再生機構法施行規則（平成十五年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）最終改正：平成一六年四月二八日内閣府・財務省・経済産業省令第二号

改正案	現行
<p>（金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者）</p> <p>第三条 法第二条第一項第六号に規定する金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社</u></p> <p>三～二十 （略）</p>	<p>（金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者）</p> <p>第三条 法第二条第一項第六号に規定する金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三条第一項に規定する信託会社</u></p> <p>三～二十 （略）</p>